

「ひとりじゃないよ！あなたの声をきかせてください」
困っていること、悩んでいることなどお気軽にご相談ください。

●死にたい気持ちを感じていたら		
岐阜いのちの電話	058-277-4343 http://inochi.ktroad.com/	日～木 19：00～22：00 ※ 金 19：00～翌土22：00
日本いのちの電話連盟	0120-783-556（フリーダイヤル） https://www.inochinodenwa.org/	毎月10日 8：00～翌朝8：00
よりそいホットライン	0120-279-338（フリーダイヤル） http://279338.jp/yorisoi/	365日 24時間
●こころとからだの健康や障がいに関する相談		
岐阜県精神保健福祉センター こころのダイヤル119番	058-231-9724 058-233-0119	月～金 9：00～17：00 ※ 月～金10：00～16：00 ※
岐阜県岐阜保健所 こころの健康相談（予約制）	058-380-3004	月～金 8：30～17：15 ※
各務原市基幹相談支援センター （すまいる）	058-389-7111	月～金 8：30～17：15 ※
各務原市健康管理課	058-383-1115	月～金 8：30～17：15 ※
各務原市社会福祉課	058-383-1126・1252	月～金 8：30～17：15 ※
●生活困窮など生活福祉に関する相談		
各務原市社会福祉課	058-383-1125	月～金 8：30～17：15 ※
各務原市社会福祉協議会	058-383-7610	月～金 8：30～17：15 ※
●法律相談、消費生活相談、人権相談など、日常生活上で生じる様々な相談		
各務原市まちづくり推進課	058-383-1884	月～金 8：30～17：15 ※
●こどもの健康や子育ての相談		
各務原市母子健康包括支援センター （クローバー）	058-383-7204 mail：clover@city.kakamigahara.gifu.jp	月～金 8：30～17：15 ※
各務原市子育て支援課	058-383-7203	月～金 8：30～17：15 ※
岐阜県中央子ども相談センター	058-201-2111	月～金 8：30～17：15 ※
●学校生活やいじめなどの相談		
各務原市教育センター （すてっぷ）	058-383-7290 http://www.city.kakamigahara.lg.jp/21836/index.html	火～土9：00～17：30 ※
24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310（フリーダイヤル）	365日24時間
各務原市少年センター	058-383-1739	月～金 9：00～16：00 ※
●働く人のこころの健康サポートや職業に関する相談		
「こころの耳」 （働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト）	http://kokoro.mhlw.go.jp/	専門の医療機関などを調べることもできます。
ハローワーク岐阜	058-247-3211	月～金 8：30～17：15 ※
●高齢者の健康や介護の相談		
各務原市地域包括支援センター http://www.city.kakamigahara.lg.jp/life/koureisha/65/000462.html	058-371-3081（飛鳥美谷苑） 058-381-3800（カーサ・レスパート） 058-379-2521（ジョイフル各務原） 058-383-7624（社会福祉協議会） 058-371-2226（つつじ苑） 058-384-8844（フェニックス・かかみ野） 0586-89-2979（リバーサイド川島園）	月～金 9：00～17：00 電話相談365日24時間
各務原市高齢福祉課	058-383-1779・2124・7258	月～金 8：30～17：15 ※
各務原市介護保険課	058-383-1778・1970・2067	月～金 8：30～17：15 ※

※祝日及び年末年始は除きます。

各務原市
いのち支えあい計画
【自殺対策計画】

～ 概要版 ～

平成31年度～平成35年度



平成31年3月

各 務 原 市

各務原市いのち支えあい計画（自殺対策計画）

第1章 計画策定にあたって

1. 趣旨

平成18年10月に自殺対策基本法が制定され、個人の問題として認識されがちであった自殺は広く「社会の問題」と認識されるようになった。自殺対策は一人ひとりの命を尊重し、いのちを支えあう支援である。

本計画は、保健・医療・福祉・教育・労働、その他関係部署と市民が一体となって連携体制を構築し、誰も自殺に追い込まれることのない各務原市を実現するために策定する。

2. 計画の位置づけ

自殺対策基本法第13条第2項に基づく市町村自殺対策計画として策定。

「各務原市総合計画」、「各務原市地域福祉計画」、「第3次かかみがはら元気プラン21（健康増進計画）」など、他計画と整合性を図る。

3. 計画期間 H31（2019）年度から H35（2023）年度までの5年計画

4. 数値目標 国・・・H27（2015）～H38（2026）自殺死亡率 30%以上減少 各務原市・・・H31（2019）～H35（2023）自殺死亡率 26%以上減少

第2章 各務原市における自殺の現状

自殺者の現状及び特徴

●自殺者数の推移 H24～H28平均 29.6人（図1）

●自殺死亡率の推移 H28自殺死亡率 21.6（図2） 全国平均16.9 ※自殺死亡率：人口10万人あたりの自殺者数

●自殺者の特徴 地域自殺実態プロフィール※には、重点的に対策に取り組む対象として、下記の層が示されている。

- ①経済、健康問題を抱えた60歳以上の方
- ②健康問題、仕事上の問題を抱えた働き盛りの男性
- ③経済、健康問題、家庭の問題を抱えた子育て世代の若い男性

※自殺総合対策推進センター提供

図1 自殺者数（出典：厚生労働省）

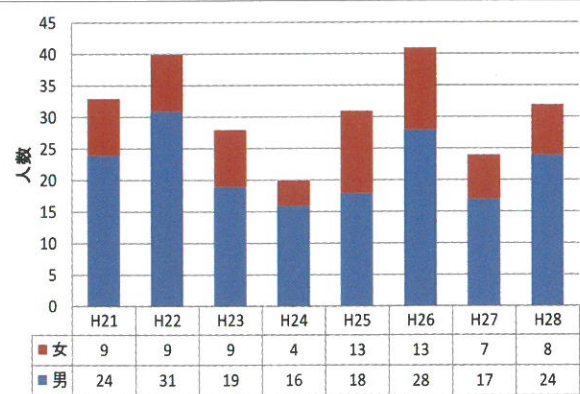
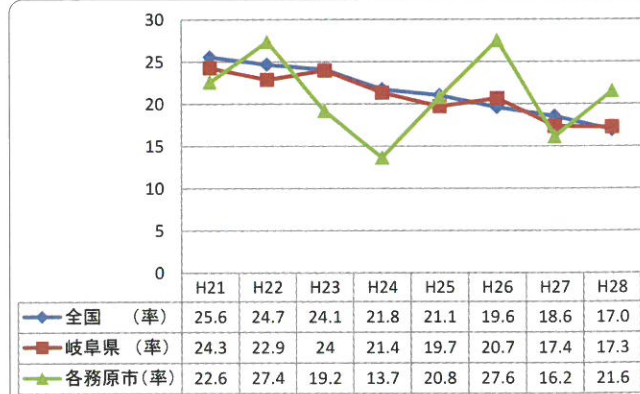


図2 自殺死亡率の推移（出典：厚生労働省）



第3章 自殺対策における考え方と取組み

●基本理念「誰も自殺に追い込まれることのない各務原市」の実現

- 基本方針（1）生きることの包括的な支援として推進する。
（2）関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取組む。
（3）対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる。
（4）実践と啓発を両輪として推進する。
（5）関係者の役割を明確化し、その連携・協働を推進する。

●施策体系（1）基本施策（全国共通の取組み）

- 1）地域におけるネットワークの強化
・自殺対策連絡協議会の開催・自治会、民生児童委員等による見守り、助け合い活動の推進 など
 - 2）自殺対策を支える人材の育成
・ゲートキーパー養成研修（市職員、住民等）など
 - 3）住民への啓発と周知
・自殺予防に関する正しい知識の普及・相談窓口及び自殺対策に関する情報提供 など
 - 4）生きることへの促進要因への支援
・居場所作り・自殺リスクを抱える可能性のある人への支援・健康づくりに対する支援 など
 - 5）子ども・若者向け支援
・相談しやすい体制づくり ・いじめを苦しめた子どもの自殺の予防
・若者の抱えやすい問題に対する支援 ・命を大切にする教育の充実 など
- （2）重点施策（自殺の現状から重点とした取組み）
- 1）高齢者向け対策…地域包括ケアシステムの推進、孤独・孤立予防、地域包括支援センターの周知 など
 - 2）生活困窮者向け対策…生活困窮者自立支援制度の利用促進、相談場所の周知 など
 - 3）職場環境に関する対策…ワークライフバランスの推進、メンタルヘルス対策の推進 など
- （3）生きる支援関連施策
生きる支援となり得る上記以外の関連事業（本編参照）

●評価指標

- ①自殺対策連絡協議会【毎年定期開催】
- ②ゲートキーパー研修を受けた者のうち理解が深まったと答えた人の割合【H35（2023）80%以上】
- ③悩みや不安を相談する人や場所がある市民の割合【H30 89.3% → H35（2023）90%以上】
- ④ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親の割合【H29 82.5% → H35（2023）90%】
- ⑤地域ぐるみで青少年の健全育成が行われていると感じる市民の割合【H30 40.6% → H35（2023）↑】
- ⑥介護予防教室の開催数【H29 535回（延）→ H35（2023）800回（延）】
- ⑦生活困窮者自立支援事業の相談への対応件数【H29 336件（延）→ H35（2023）↑】
- ⑧「岐阜県ワークライフバランス推進企業登録数」【H29 112社→ H35（2023）↑】

第4章 自殺対策の推進体制

保健・医療・福祉・教育・労働等の行政機関、関係団体等で構成される自殺対策連絡協議会を開催し、取組みについて評価・協議を行い、自殺対策推進本部会議において必要な対策を推進する。